

令和2年9月北名古屋市教育委員会議事録

招集年月日	令和2年8月17日(月)
招集場所	北名古屋市役所東庁舎3階 第5会議室
開 会	令和2年8月24日(月) 午後1時30分
応招委員 (出席委員)	教育長 吉田 文明 委員(教育長職務代理者) 池山 健次 委員 鈴野 範子 委員 山田 聡子 委員 寺川 理絵
不応招委員 (欠席委員)	委員 岡島 秀隆
説明のため 会議に出席 した者の 職 氏 名	教育部長 鳥居 竜也、教育部参事 鹿島 直樹、教育部次長兼スポーツ課長 酒井 英昭、 教育改革専門員 諸星明彦、教育改革専門員 松村 光洋、生涯学習課長 田中 里砂 学校教育課長補佐 井上 公倫、学校教育課主事 黒邊 桃子
提出議案	議案第31号 北名古屋市立小中学校医療的ケア実施要綱の策定について 議案第32号 北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部を改正する 要綱について
閉 会	令和2年8月24日(月) 午後3時20分
議事日程	別紙のとおり
議 事 録 署 名 委 員

議事録作成者.....

< 午後1時30分 開会 >

教育長（吉田文明）

岡島委員より欠席の申し出がありましたので、ご報告いたします。
只今の出席者数は5名で、定足数に達しております。
よって会議は成立しますので、只今から令和2年9月北名古屋市教育局委員会を開会します。
日程第1、前議事録の承認を議題とします。
お諮りします。令和2年8月5日の議事録を承認することにご異議ございませんか。

（全員「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、前議事録は事務局原案のとおり承認することに決定いたしました。各委員はご署名をお願いします。

（教育長、各委員が前議事録に署名）

教育長（吉田文明）

日程第2、教育長報告に移ります。(1)会議・行事等報告ですが、別紙をご覧ください。会議の出席につきましては、特にございませぬ。(2)その他報告に移ります。市内の学校における新型コロナウイルス感染症の罹患についてご報告します。8月6日に市内の児童生徒の感染がありました。ご家庭より学校に連絡があり、判明いたしました。家庭内感染ということで、保健所の接触者調査が行われました。その結果、8月7日から関係小中学校が3日間の臨時休校とし、保健所の接触者調査を引き続き行いました。8月8日に関係児童生徒の指導教員を検査いたしました。その間に、関係学校の消毒を実施しました。学校は夏休みに入っておりますので、臨時休校を継続する必要がないため、臨時休校は終了しました。困った件として、様々な問い合わせが学校や教育委員会に入りますが、情報は保健所しか持っていません。今回、保健所は非常に丁寧な対応をしてくれましたが、制度上、保護者からの連絡により情報を把握し、その後に保健所と相談できる仕組みです。

教育委員（池山委員）

保護者から連絡がない限り、学校は何もわからない状態となりますか。

教育長（吉田文明）

仰るとおりです。

教育部長（鳥居竜也）

県が制度を変更し、15歳以下の罹患者については、名前と年齢のみを保健所から教えてもらえるようになりました。

教育長（吉田文明）

良い方向に仕組みが変更されました。

教育委員（池山委員）

誹謗中傷を受けることを恐れて、人によってはPCR検査も拒否している場合もあるという話を聞いたこともあります。

教育長（吉田文明）

学校の場合は、学校保健法に従い罹患した者は学校に連絡する義務があり、それを受けて学校は対象者を出席停止にします。

教育委員（池山委員）

今後、特定の学校でクラスターが発生した場合の対応はどうなりますか。

教育長（吉田文明）

保健所と相談しての対応になります。保護者や地域の方々が冷静に受け止めずに、一方的な反応をしてしまうことが今回ありましたので、そういったことを防いでいく必要があると思います。

続いて、新型コロナウイルス感染防止対策による野外教室の中止・再延期について、お願いします。

教育部参事（鹿島直樹）

資料1をご覧ください。小学校と中学校で予定していた野外学習についてですが、中学校については当初二泊三日だったものを一泊二日に変更した後に日帰りに変更した学校もあります。コロナ禍の中、各学校が苦慮している状況です。大学でのクラスター発生の報道を受け、集団生活が現時点では難しいという判断をし、直近で予定していた西春小学校は、保護者に対して案内を出しました。それに対して、保護者からは質問はありませんでした。他の学校も実施の可否の判断をする必要があることから、本年度、宿泊を伴う野外学習については中止とすることで市内統一をいたします。ただし、宿泊を伴わない場合は、各学校で判断して実施することとなりました。野外学習について、小学校は特に総合的な学習時間と絡めた学習活動の一環として実施する学校も多いので、日帰りについては各学校の判断とするという通知文を出しました。なお、中段以降に書いてありますが、愛知県で学校の新しい生活様式にあります感染レベル2に引き上げられました。レベル2になりますと、リスクの高い教育活動は慎重に取り組むこと、または内容によっては中止を検討することとなっております。野外活動については、小学校5年生及び中学校2年生が対象ですので、来年に振り替えて実施することも可能です。各学校ごとに中止か延期の判断をさせていただいているところです。現状では、日帰りの野外学習の実施を検討している学校が多いです。修学旅行については、教育課程にも記載されておりますので、教育的意義も野外学習と異なります。各学校はぎりぎりまで様子を見て、判断するという形になります。子どもの健康、安全が第一は譲れないことを踏まえて進めていきたいと思っております。

教育長（吉田文明）

何かご質問等はございませんか。

教育長（吉田文明）

この件については、本当に難しい判断だと思います。緊急事態ですので、積極的に教育委員会から意見を述べた方が良いと思いました。

次に、校長会要望事項について説明をお願いします。本来であれば、教育委員会終了後、校長会との懇談会の場で要望事項について議論する予定でしたが、今の情勢を踏まえ、今年度は要望書を提出してもらうことで代えさせていただきました。

学校教育課課長補佐（井上公倫）

資料2をご覧ください。要望書に、人的配置面、施設・設備面、学習面、その他と4点の項目がございます。このうち、各学校長より要望が多かったものとして、1の人的配置面では、学び支援事業の市非常勤講師の本年度並みの配置です。2の施設・設備面からは体育館のエアコンの設置です。3の学習面からは電子黒板機能付きプロジェクターの天井からの吊り下げです。予算面との調整となりますが、可能な限り要望事項に伝えていきたいと考えております。

教育長（吉田文明）

何かご質問等はございませんか。

教育長（吉田文明）

要望事項についてですが、学び支援事業の市非常勤講師の本年度並みの配置について、教育長としては出来ませんと答えておきました。その理由は、GIGAスクール構想でタブレット端末が1人1台配置されます。端末を使用し個別の指導を行いドリル学習を考えています。そういった投資を踏まえると、講師は削減せざるを得ないだろうと考えます。税を投入している訳ですから、最低限の対応だと話をしましたが、校長先生からは児童生徒の関係からは学習の強化だけではなく、人的なふれあいの機会とかに多くの時間が費やされて、そういった時に力を借りているという話でした。その説明は理解できるのですが、限られた予算の中でバランスをとる必要があるということです。財政担当の査定を受ける際に、私どもも応えていかなければなりません。体育館のエアコンの設置についてですが、非常に高額であるため、とても難しいと考えます。本市は、体育館が避難所となっていますので、そのことを考慮しエアコンを入れたらどうかということです。体育館の会議室についてはエアコンが入っておりますので、少人数の避難者の場合は会議室に避難していただいています。大地震や大水害で、多くの人数が避難された場合は、各教室を使うこととなっています。しかし、子どもたちの学習が優先されますので、長くは使えません。その間に行政として対応していかななくてはなりません。プロジェクターについては、以前から要望はありました。事務局に質問ですが、天井から吊り下げるのは難しいですか。

学校教育課長補佐（井上公倫）

1機吊り下げるのに、機器と工賃で約60万円程度かかる見込みです。また、天井の強度の問題もあります。

教育長（吉田文明）

強度不足の問題があると、建築関係者は工事は無理だと判断します。プロジェクターの代わりとなるものを検討しなくてはなりません。

学校教育課長補佐（井上公倫）

タブレット端末が1人1台配備されますので、各教室に配備してありますデジタルテレビを、学校システムのリプレイス時に大型の物に変更し、アップルテレビの導入を検討していきます。

教育委員（池山委員）

要望書について、受け入れ可能なものは対応するのでしょうか。

教育長（吉田文明）

可能な要望については、極力対応していきたいと考えています。タブレットを導入し、日々の授業のアシスタントをするコンピューターの1つとして、子どもたちに勉強を定着させるためのドリル学習があります。本市では、高価となりますが、AIを活用したドリルを導入したいと考えています。誤答が多かった問題を記録し、しばらく経った後に問題を出し、正答なら次の段階へ、誤答の場合は更に同じような問題を出すといった習熟に応じた問題の提案が可能となります。例えば算数ですと、間違えたのは計算のどの段階なのか、どの分野が未修なのかを文章で示すことができます。漢字の書き取りでは、手書き入力し、筆順が違っていると指摘をされます。こういったことを踏まえGIGAスクール構想を進めていきたいと思えます。

教育委員（池山委員）

ドリルを使用して、授業をしたり、宿題を出したりするのでしょうか。また、教科書に沿った内容ですか。

教育長（吉田文明）

そういった事ができます。

学校教育課長補佐（井上公倫）

ドリルは、採択した出版社の教科書を選択し、その内容に準拠した内容となります。

教育委員（池山委員）

コロナ禍の中で、学校を休校しなければならない時に、オンライン授業が可能になりますか。

教育長（吉田文明）

端末が揃うと対応が可能となります。

学校教育課長補佐（井上公倫）

入札は終了しておりますが、契約については議決が必要となります。今は仮契約の状態ですが、落札業者に確認したところ、12月末には各学校に配備できる予定です。

教育委員（池山委員）

事前にテスト的な導入は可能ですか。

教育長（吉田文明）

可能であればやっていきたいです。

学校教育課長補佐（井上公倫）

部分納入が可能であれば、小学校と中学校の学年を限定し、先行で配備して試行運用したいと考えております。

教育長（吉田文明）

オンライン授業のためのソフトはどうなっていますか。

学校教育課長補佐（井上公倫）

インストールするように進めております。

教育委委員（山田聡子）

是非進めてください。国際交流協会の方でオンラインミーティングの仕方の研修をしておりますので参考にさせていただければと思います。

教育長（吉田文明）

通信費についてはどうでしょうか。

学校教育課長補佐（井上公倫）

就学援助対象者については、通信費という項目を新たに設けて助成します。機器についても、市で購入し貸与する予定です。

教育長（吉田文明）

所管事項報告に移ります。教育部長お願いします。

教育部長（鳥居竜也）

令和元年度の決算審査について、ご報告いたします。資料3の決算審査の講評（要旨）についてをご覧ください。教育部は7月28日に、大野代表監査委員、渡辺幸子監査委員、吉野監査支援員により審査を受けました。まず、現地調査では、昨年度改修した東図書館の陶壁と体育館外壁工事を確認されました。審査の指摘事項では、3の(2)西春中学校の改修工事について入札公告の中で求められている契約保証金を受けていなかったケアレスミス指摘がありました。次ページの4の(1)徴収事務については、教育部において過年度に未払いだった放課後子ども教室利用料や平成29年度に不履行となった放課後子ども教室運営委託料の債権の請求を積極的に継続するよう指摘がありました。4の(2)委託契約の中断による適切な対応については、新型コロナウイルスや台風により、放課後子ども教室、児童生徒英語力推進事業、体育祭などの事業を中断しました。審査では、概ね適正な執行とお認め頂きましたが、事業が中断された場合の経費や人件費について、より明確な精査を委託団体と協議して欲しいとの指摘を受けました。4の(4)補助金に対する考え方や指針について、イにあるように、昨年度後半は新型コロナウイルスの影響で、事業や活動を中止することもあったため、社会教育団体活動補助金の積算根拠を検討する必要があるとの指摘を受けました。次ページは、個別の指摘事項となりますので後ほどご覧ください。以上、令和元年度決算審査について

の報告となります。

教育長（吉田文明）

部長として、何か意見がありますか。

教育部長（鳥居竜也）

コロナ禍の中、各団体をお願いしている委託事業については難しい問題もあります。今まで様々な協力をいただいている中、今回はできないということで、お金の問題ではなく、そういった面を踏まえて協議していくのは難しいと感じております。

教育長（吉田文明）

立ち上げてきたNPO法人という組織の維持が難しい状況で、今後どういう風に支えていくかというのが課題であると思います。

次の資料の説明をお願いします。

教育改革専門員（松村光洋）

「わたしの夢プラン北名古屋市キャリア・パスポート小学校用・中学校用」、「北名古屋市キャリア・パスポートを活用した授業展開例」、「小・中学校9年間を見通したキャリア教育理論編」を用意いたしました。本市のキャリア・パスポートについてご説明申し上げます。これまで、各小中学校は愛知県教育委員会が発行しております教員研修の手引きですとか、キャリア教育推進の手引き及び実践編を活用し、全体計画を立て、愛知県教育委員会が作成した教材であるキャリア教育ノートを活用し進めております。キャリア教育とは、児童生徒が学ぶことと自己の将来とのつながりを見通しながら、社会的、職業的自立に向けて、必要な基盤となる資質、能力を身に付けさせるものになります。文部科学省は、この主要な能力を基礎的、汎用的な能力としています。キャリア教育推進の手引きとして、本日お配りした理論編4ページをご覧ください。基礎的、汎用的能力として4つの能力が示してあります。1つ目は人間関係形成・社会形成能力。2つ目は自己理解・自己管理能力。3つ目は課題対応能力。4つ目はキャリアプランニング能力と整理しております。キャリア教育の全体計画の中でアンケートやポートフォリオ等の実施を盛り込んでいる学校は、児童生徒が自分の進路について真剣に考えていると答えた割合が高いという結果が出ております。そのデータに基づきまして、文部科学省は、キャリア教育に関わる諸活動について、児童生徒が自らの学習状況やキャリア形成に関して見通したり振り返ったりしながら、自身の変容や成長を自己評価できる工夫をされたポートフォリオ、ここではキャリア・パスポートと名付けさせていただきますが、これを各校で作成し、それを令和2年度より導入して、学年間で引き継ぐこととされました。ポートフォリオとは書類入れやファイルを意味する言葉で、学習活動において児童生徒が作成した作品、レポート、写真等活動が分かるものをファイルに入れる保存方法のことを言います。キャリア教育に関わるこれまでの、これからの諸活動について、特別活動を中心として自らの学習状況や、キャリア形成について見通したり振り返ったりしながら、自身の成長や変容について自己評価できるようなポートフォリオのことです。なお、記述や自己評価の指導に当たりましては、教師が対話的に関わったり、児童生徒一人一人の目標修正の改善に関わったり、個性を伸ばすことに努めながら学校や家庭、地域での学びをし、自己のキャリア形成を培うことが求められております。キャリア・パスポートによりまして、児童生徒は自らの学習状況やキャリア形成について見通したり振り

返ったりしながら主体的に学びに向かう力を育み、自己育成にもつながっていくものと考えます。一方、教師についてはその記述をもとに、対話的に児童生徒と関わることで、児童生徒の成長を促し、系統的な指導に資するものになります。中学校用の案をご覧ください。こちらの表紙裏面に、夢、幸せをつかむ四つ葉のクローバーとして中学校生活で伸ばして欲しい4つの力を載せております。国が考えますキャリア形成に必要な能力が4つあります。1つ目は人間関係形成、社会形成能力。2つ目は自己理解、自己管理能力。3つ目は課題対応能力。4つ目はキャリアプランニング能力です。非常に語彙が難しく、児童生徒にとって理解しがたいものではないかということで、校長会の意見を伺い、それぞれ「対人関係の葉 他者とともに伸びゆく力」、「自分づくりの葉 自己を見つめ、育ちゆく力」、「課題対応の葉 課題に立ち向かう力」、「将来設計の葉 夢の実現につなげる力」と、北名古屋市版で決めました。小学校版をご覧ください。1年生から4年生までは4項目の振り返り。5年生、6年生は7項目の振り返りとなります。中学校版では12項目の振り返りとなります。先ほど述べさせていただきました、4つの力をもとに振り返り自己評価ができるように構成しております。北名古屋市版の特徴として3つございます。1つ目は学年末にそれまでの記録を児童生徒が読み返して自分の成長を自覚させ、自己理解、自己管理能力の育成につなげることです。また、進級時に過去の記録を振り返ることによって非常に効果的になるということで、児童生徒が記録を振り返る場を設けることです。2つ目は、記録させて終わるのではなく、児童生徒の頑張りを教師が認めているというメッセージを返すということが大切でございます。北名古屋市版では教員が児童生徒を認め、伝えるといったことをするメッセージの欄を設けております。3つ目は学習指導要領に一人一人のキャリア形成と、自己実現の指導に当たっては、学校、家庭及び地域における学習生活の見通しを立て、学んだことを振り返りながら、新たな学習や生活への意欲につなげたり、将来の生き方を考えた行動を行うことです。保護者もしくはそれに代わる人が、児童生徒に対して成長という視点でコメントを記入してもらうことも有効であるという考えから、保護者等からもコメントをしていただけるようコメント欄を載せております。これら3点を踏まえまして、9月の校長会にて説明をし、9月より9年間を見通してキャリア教育実践のための効果的なツールとして市内統一の北名古屋市キャリア・パスポートを事業展開例を参考にしつつ、今後校長会を通じて各先生たちに活用をしていただきたいと思いますと考えております。小学校から中学校に進級する際に同じ様式のキャリア・パスポートを引き継ぐことができますので、引き継いだ後の指導はしやすいのではないかと思います。説明は以上となります。

教育長（吉田文明）

何かご質問等はございませんか。

（山田委員挙手）

教育長（吉田文明）

山田委員、お願いします。

教育委員（山田聡子）

誰もが分かりやすい表現をされているのが非常に良いと思います。先生が子どもたちに伝えるときに、上から頭ごなしではなく、なぜこれが必要であるかを子どもたちが分かるように伝えていた

だければと思います。子どもは身近な大人に評価して欲しいと頑張っていると思います。その中に大人の我が入ると、子どもはその我に合わせようとして、子どもたちが持つ本来の芽が伸びていかないこともあると思いますので、子どもを見守ってあげて、やりたいことをうまくサポートしてあげていただければと思います。

(鈴野委員挙手)

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委委員（鈴野範子）

今回の説明をお聞きして、昨年末の植松先生の講話の話を思い出しました。夢を語ったのに、将来は何になりたいのという風に否定をされたというお話がありました。大人が決めている部分がたくさんあると思うので、子どもたちのその時点での将来の夢ではなくて、夢を語らせる部分がどこかにあると、振り返った時に良い効果があるのではないかと思います。

教育改革専門員（松村光洋）

夢に向かって進んでいく訳ですから、何歳の時の自分はどうだったんだろうと振り返ることになります。それぞれ夢に向かって書いていただきたいと思います。ご助言いただいた意見は、校長会にお話させていただきます。

教育長（吉田文明）

子どもたちが描いた夢を、この時はこうだったけど今は違うように、自由に書き込ませるようにすると良いと思います。報告は以上とします。

教育長（吉田文明）

日程第3、議事に移ります。

議案第31号北名古屋市立小中学校医療的ケア実施要綱の策定についてを議題とします。説明をお願いします。

学校教育課課長補佐（井上公倫）

議案第31号北名古屋市立小中学校医療的ケア実施要綱の制定について、ご説明申し上げます。北名古屋市立小中学校医療的ケア実施要綱の策定について別紙のとおり定めるとする。提案理由、この案を提出するのは、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、就学の機会及び学校生活における安全を確保するため、看護師等を配置する必要があるため、本要綱を制定する必要があるからでございます。資料の最終ページをご覧ください。要綱の説明書となります。制定理由でございますが、医療的ケアを必要とする児童生徒に対して、就学の機会及び学校生活における安全を確保するため、対象となる学校に看護師等を配置する必要があるからでございます。制定内容でございますが、医療的ケアを実施するにあたり、教育委員会、学校、看護師、保護者及び主治医の責務を定めるとともに、医療的ケアの内容、その期間及び実施体制を本要綱にて定めるものとなります。施行期日でございますが、告示の日から施行いたします。本日議決いただきましたら、教育委員会終

了後に告示をいたします。要綱の本文をご覧ください。第1条にて、本要綱の目的を定めております。第2条から第7条までそれぞれの責務を定めております。第8条及び第9条にて、医療的ケアの内容及び実施期間を定めております。なお、第8条に定めております、ガイドラインでございますが、別途配布してあります資料となりますので、後程ご覧くださいますようお願いいたします。第10条から17条については、保護者からの申請及び医療的ケアの決定、医療的ケアの実施、中段、終了についての記載となります。第18条にて、看護師等の配置について定めてあります。第19条には、保護者が負担するべき費用の記載となります。第20条は雑則となり、要綱に定めるもの以外については、別で教育委員会が定めることと明記してあります。要綱に定める様式につきましては、6つの様式を添付させていただいております。説明は以上となります。ご審議賜りますようお願いいたします。

教育長（吉田文明）

ただいまの説明につきまして、補足事項があればお願いします。

教育部長（鳥居竜也）

日常的に医療ケアを必要とする子どもたちに対し、学校で教育活動を行うためには、看護師か親族の方の支援が必要となります。現在、医療的ケアが必要な児童に対し、保護者に対応をお願いしておりますが、看護師を配置するため、早急に要綱を定めるものです。

教育長（吉田文明）

教育委員会としては保護者の意向に沿って、できる限り支援をしていくため、今回要綱を制定します。

教育部長（鳥居竜也）

看護師については常駐を目指しておりますが、なかなか難しく、不定期で週3日程度、看護師に来ていただき、残りの2日は保護者に対応をお願いしていく予定です。

（池山委員挙手）

教育長（吉田文明）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

病院内で入院している子どもたちを集めて授業する学級もありますが、地元の学校に通わせたいというご家族の思いに応えるものですか。

教育部長（鳥居竜也）

仰るとおりです。

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第31号について、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声あり)

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第31号北名古屋市立小中学校医療的ケア実施要綱の策定については、承認されました。

次に、議案第32号北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱についてを議題とします。説明をお願いします。

学校教育課課長補佐（井上公倫）

議案第32号、北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱について、ご説明申し上げます。北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱を別紙のとおり定めるものとする。提案理由、この案を提出するのは、子どもが切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における専科指導に積極的に取り組み、専科指導を含めた義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うため、組織を見直す必要があるため、本要綱の一部を改める必要があるからでございます。資料の最終ページをご覧ください。改正内容の要点でございます。改正理由として、子どもが切磋琢磨できる学習環境を整備するとともに、小学校高学年における専科指導に積極的に取り組み、専科指導を含めた義務教育9年間を通じた教育活動を一体的に行うため、本要綱に必要な事項を記載する必要があるからでございます。改正内容といたしましては、組織の編成及び内容について、第3条第2項にて各号に掲げる組織を置くことを規定する。第3項及び第4項にて、組織の協議する内容を記載する。施行期日は、令和2年9月1日から施行するものでございます。新旧対照表をご覧ください。現在、推進協議会は、部会等に必要な組織を置くことが出来ると規定があります。こちらにつきまして、提案理由にも述べさせていただいた事項を、具体的に部会として設置し、各項目について必要な協議を実施していくこととなります。設置する部会については、小中連携部会と、学校における働き方改革特別部会を設置するものです。小中連携部会については、(1)地域とともにある学校づくりのため、地域と一体となって子どもたちを育み、地域で学び、地域に学び、地域を拓く事業の推進に関すること。(2)義務教育9年間を見通した学校の指導及び運営の体制の構築のため、小中連携教育の内容を深め、各中学校区を単位とした学校群での学校運営の推進に関すること。(3)小学校から中学校への円滑な接続を目指すとともに、教育の質を高め、子どもが切磋琢磨できる学習環境の整備に関すること。(4)小学校高学年における専科指導の推進に関すること。以上4項目について協議を行います。学校における働き方改革特別部会につきましては、学校教育を維持し、及び向上させ、持続可能なものとするため、学校及び教師が担う授業の役割分担及び適正化のための取組の推進に関することについて、協議を行うものでございます。説明は、以上となりますので、よろしく申し上げます。

教育長（吉田文明）

補足いたします。北名古屋市版のコミュニティ・スクールを推進していく関係での要綱改正となりました。具体的には小中連携部会を設けることになりました。小学校と中学校をグループ化して運営していくということです。国が施策として義務教育学校とか、小中連携を実施する方向となりました。今年4月に瀬戸市に開校したのが義務教育学校になります。今までの小学校4校、中学校

2校を1つにしたものです。その学校には従来ある定員よりも多い定員の先生が配置されます。配置される先生は、専科指導の先生です。この加配措置については、義務教育学校及び小中連携校でしかできませんが、但し書きの中で、それを目指す学校については加配を認めるということです。北名古屋市も準備してきたことですので、要綱を改正し進めていこうと思います。師勝北小学校では、高学年について専科授業を実施しております。充実させていこうと動く中での要綱改正となります。

(鈴野委員挙手)

教育長（吉田文明）

鈴野委員、お願いします。

教育委員（鈴野範子）

5、6年生の全てで専科授業を行っていますか。

教育長（吉田文明）

実施しております。専科教員自体は足りませんので、5、6年生の先生がチームを組み、それぞれの得意科目で実施しております。新しい学習指導要領にて非常に専門的な授業を要求するようになりました。そういった意味でも教科研究をしっかりと授業に臨む必要があります。

(池山委員挙手)

教育長（吉田文明）

池山委員、お願いします。

教育委員（池山健次）

メリットもありますが、デメリットも何か出てくる可能性はありますか。

教育長（吉田文明）

1人の先生で授業を行った方が良いという意見も昔からあります。そういった面から小学校全学年ではなく、高学年から実施としたのかもしれませんが。

(寺川委員挙手)

教育長（吉田文明）

寺川委員、お願いします。

教育委員（寺川理絵）

先生が異動した場合、新たな赴任先ではどうなりますか。

教育委員（寺川理絵）

現在は北名古屋市のみの実施となりますので、北名古屋市内の異動でしたら変わりませんが、他

市町への異動の場合は1人で1クラスを受け持つこととなります。しかし、数年後には教科担任制が制度化されると思います。

教育長（吉田文明）

お諮りいたします。議案第32号について、ご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

教育長（吉田文明）

全員異議なしと認め、議案第32号北名古屋市豊かな学び創造推進協議会設置要綱の一部を改正する要綱については、承認されました。

以上で議事を終了します。

連絡事項について、事務局、説明してください。

学校教育課長補佐（井上公倫）

○次回の会議について

教育長（吉田文明）

以上で本日予定しておりました日程は、全て終了しました。

これをもって、令和2年9月北名古屋市教育委員会を閉会とします。

< 午後3時20分 閉会 >